# 高齢者医療制度に関する Q&A

平成 18 年 7 月 18 日

※今後、逐次、加除修正を行う予定

# I. 制度全般について

- (問1-1) 政省令・告示の概要と公布時期をお知らせいただきたい。関連 して、各都道府県準備委員会において検討・協議が必要な項目(「広域連 合において定める」とされている事項など)を示されたい。
- (問1-2) 法改正に伴う関係政省令の公布はいつ頃になるのか。公布前に 概要を示していただけないか。

## (答)

- 1 現時点において予定している政省令等の内容と公布時期は、医療制度改革 関連法に関する都道府県説明会(平成18年7月10日)資料(以下「資料」 という。) P4~ 43【別添2:政令・省令・告示事項一覧)】のとおり。 なお、今後も順次、その内容についてお示ししてまいりたい。
- 2 準備委員会で検討が必要な事項として、広域連合規約において広域連合の 事務を定めていただく必要があり、これに関連して、市町村の処理する事務 を政令で定めることとしており、その内容は資料P7に記載のとおり。

なお、広域連合設立後、広域連合議会において保険料条例を制定していた だく必要があるが、そこで定められる保険料率の算定基準については、政令 で定めることとしており、その内容は資料 P 7 7 、 9 3 に記載のとおり。

# (問2)条例準則・規則例について

広域連合に必要な条例について、今回一覧が示された組織、給付等の条例については準則を示すことの考え方は無いとのことであり、県の中心となる自治体条例を参考に整備を行えば良いとのことでありますが、全市町村が加入する広域連合について、そのように対応することで、47の広域連合においてバラバラの条例を持つことにならないかとの懸念があります。

47都道府県において、すべての市町村が加入する広域連合が全国一斉に設立されることから、都道府県間の条例に統一性を持たせることが必要であると考えます。

# (答)

地域により実情が異なることから、各地域の実情に応じて対応していただき たい。 (問3)「平成18年度末日までに・・・・、広域連合を設けるものとする。」とあるが、県の設立許可日又は連合規約の施行日が平成18年度末日までであれば当該規定に反しないものと解するが、例えば、平成18年度内に県の設立許可をもらい、又は規約を施行し、19年度4月から事務所を立ち上げた場合、当該規定に反することにはならないのか。

#### (答)

広域連合の設立日は規約の施行日(設立許可の日を施行日とする場合には、 設立許可日、規約の施行日がない場合には設立許可日)であり、平成18年度 内に知事の設立許可を得た上で、規約の施行日を平成18年度内とすればよい。

(問4) 広域連合に加入しなかった市町村はどういう状況になるのか。

## (答)

法律上、19年3月末までに全市町村が加入する広域連合を設立するものと するとされており、全市町村が加入する義務がある。

(問5)後期高齢者医療広域連合モデル規約は、総務省と協議されたものであるか。

## (答)

総務省と調整中のものである。正式には総務省と調整した上で、8月下旬を 目途に通知で示す予定。

(問6) 広域連合長・連合議会議員選挙を19年2月に行う日程になっているが、19年4~5月には統一地方選が予定されており、2月に選んでも、すぐに選び直す必要が生じてしまい、効率的でない。統一地方選後に遅らせる方法は可能か。

# (答)

資料P71に記載のとおり、間接選挙の場合、公職選挙法の規定(設置後50日以内の選挙の実施)の適用はないため、広域連合設立後50日を超えて広域連合長・議会議員選挙(間接選挙)を行うことは、法律的には可能であるが、その場合、広域連合設置に伴う各種条例等の制定と、施行に向けた保険料条例等の制定に向けた作業を同時に行うこととなる。

(問7)第284条第2項の規定により知事の許可を得て、広域連合が設置された後、広域連合の長、議会の議員が選挙されるまでの間は仮の長や議員を置くのか、選挙管理委員はどのような形で選出されるのか。また、条例は広域連合の議会で議決し、諸規則は広域連合長が定めるが、それまでの間は組織、人事、給与等について仮の条例、規則を定めておく必要があると思うが、これらの事項について、根拠法令や過去の事例を示して具体的にご教示願いたい。

# (答)

仮の長、議員、条例といったものはない。大まかな流れは資料P48【別添3】「後期高齢者医療制度施行までのスケジュール」を参照願いたい。

- (問8-1) 広域連合と市町村の事務分担により行うこととなり、保険料の 徴収は市町村の新たな事務として発生することとなる。20年度以降の 市町村の事務量の増減についてどのような見通しをお持ちか教示願いた い。
- (問8-2)「被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務」とは具体的に何か。広域連合と市町村が分担する事務はそれぞれ何か。

# (答)

平成 20 年度以降の市町村の事務量の増減については、平成 20 年度における 地方財政措置を検討する中で、検討してまいりたい。また、広域連合と市町村 の事務分担案については、資料 P 6 5 【別添 6】のとおり。

(問9) 広域連合の事務を市町村の事務とすることは可能か。また、市町村の 事務を広域連合の事務とすることは可能か。

# (答)

高齢者医療確保法において広域連合の事務とした事務を規約において市町村の事務とすることはできない。

また、地方自治法に基づき、市町村の事務を広域連合の事務とすることは、 法律上は可能であるが、事務の種類によっては実務上の問題がある可能性もあ るので、十分な検討が必要である。仮に、高齢者医療確保法と異なる事務分担 について、検討する場合には個別に相談されたい。 (問10) 広域連合の組織 (職員数) について、標準規模をお示しいただきたい。

## (答)

各地域の実情に応じて判断する必要がある。なお、広域連合の事務費については、地方財政措置について検討中であり、その内容については追ってお示ししたい。

(問11)大半の都道府県において国保連合会の職員が準備委員会(任意団体)に派遣されることになりそうであるが、広域連合設立(平成19年2月頃)後には、民間団体から地方公共団体への職員派遣に当たり、法に抵触すると思われるが、考え方をご教示願いたい。

#### (答)

法に抵触するということはない。具体的な派遣方法としては、例えば、民間団体から研修等の目的により併任辞令を受けた上で地方公共団体に勤務することが考えられるが、その場合、地方公務員としての身分を併せ有することから、地方公務員法が適用されることに留意されたい。

(問12) 国保連合会が行うことができる「後期高齢者医療の円滑な運営に 資する事業」には、国保連合会職員が派遣等により広域連合職員として運 営に参加することも含まれるか。

# (答)

国保連合会の職員が、広域連合職員として運営に参加することは含まれない。

(問13) 広域連合の分賦金について、「広域連合を組織する市町村の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない」と規定されているが、今回の後期高齢者医療広域連合に係る標準的な指標(基準) を具体的にご教示願いたい。

## (答)

資料P67【別添7】モデル規約(案)の別表2参照。

(問14)後期高齢者医療は、75歳に達した日から行われるのか?(翌月1日からではないのか?)月途中での被保険者資格取得とすれば、その月の自己負担限度額の考え方は?

## (答)

75歳に達した日から行われる。自己負担限度額については、月途中からの診療分が対象となる。

(問15) 現在市町村によって老人保健医療受給者として認定を受けている 寝たきり等の者については、広域連合が改めて認定を行うことなく被保険 者とできないでしょうか。

## (答)

現在、市町村長の認定を受けている寝たきり等の者については、後期高齢者制度の施行後も引き続き、広域連合による認定を受けたものと見なす取扱いをすることとしている。(政令で規定する予定)

(問 1 6)「後期高齢者医療の適用除外とすべき特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの」とは具体的にどのような者か。

国保組合の組合員の資格を有する者は当該資格を維持するやに聞いているが、これは、どちらに加入するか選択できるということなのか。

## (答)

資料P8(政省令事項一覧)参照。(日本国籍を有しない者であって、在留資格を有しないもの又は1年未満の在留期間を決定されたもの等)

国保組合の組合員の資格を有する者が75歳に達した場合には、国民健康保 険の被保険者から外れ、後期高齢者医療制度に加入することとなり、医療給付 は後期高齢者医療制度から受けることとなるが、国保組合の組合員資格につい ては、引き続き維持することができる。

(問17) 社会保険に加入していた者が後期高齢者医療の被保険者となった場合、その扶養家族(特に未成年者)は、どの保険に加入することになるのか。

# (答)

国民健康保険に加入する。

(問18)被用者保険の被扶養者であった被保険者の確認方法如何。

## (答)

現在、検討中であり、追ってお示ししたい。

- (問19-1) 市町村が保有する所得情報及び住民基本台帳の取得について 市町村から義務として広域連合に情報提供がいただけるような形(国から市町に対する通知や政令規定等)を定めていただきたい。
- (問19-2)「できる」規定では足りないと思うが、総務省等との調整はされるのか。地方の個人情報保護条例等との関係はどうなるのか。(現状でも、他府県市町村への税情報照会で応じてくれないところがあるが、法整備をしてもられるのか。)

## (答)

資料P47参照。

市町村に対して情報提供の義務付けはできないが、現行の介護保険等における介護保険担当部局等に対する対応と同様の扱いであり、その旨、8月下旬を 目途に正式に通知する予定である。

(問20) 市町村は住民基本台帳の届出を受けて広域連合に対し速やかに報告する旨法整備されることとなるのか。

また、市町村にその一部事務(被保険者証等の交付)ができるよう法整備が必要と考えるが如何。

# (答)

第54条第10項は、市町村への届出を広域連合への届出とみなすという規定であるが、この規定の趣旨は、届出を受けた市町村の広域連合との間の事務処理については、市町村の部局内部における処理と同じ取扱いとする趣旨であり、届出を受けた市町村は広域連合に対して速やかに報告していただくこととなる。

市町村が処理する事務については、資料P65【別添6】(広域連合と市町村の事務分担(案))を参照されたい。

(問21-1) 県外からの転出入のみが住所地特例の扱いとなるが、現在国保の住所地特例を取っている老健対象者は、20年4月時点でどうなるのか。(定率市町村負担の積算根拠)

(問21-2)住所地特例の適用について、法施行後に住所を移転したものを対象とするのか、法改正前に既に住所を移転したものも対象とするのか。

## (答)

現行の国保の住所地特例対象者は、同一都道府県(広域連合)内からの転入の場合には、後期高齢者医療制度の住所地特例は適用されず、定率市町村負担については、現に住所を有する市町村で負担することになる。

## (問22)被保険者証について

- ①有効期限はどのようにお考えでしょうか。
- ②形態はどのようにお考えでしょうか。

## (答)

- ①短期証の発行を含め、現行国保と同様の取扱いとする方向で検討中である。
- ②形態については、現在検討中である。

(問23)現在、老健対象者は資格証明書の発行の対象外とされているが、後期高齢者医療では義務付けられるのか。

# (答)

お見込みのとおり。

(問24) 市町村が保険料の滞納状況を把握した場合、広域連合が被保険者の資格証明書の発行等の資格管理をするまでに相当の時間を要することが考えられるが、その取扱い・仕組み如何。

# (答)

市町村から広域連合に対し、速やかに、滞納状況の情報提供をしていただくことになる。

(問25)後期高齢者医療に係る審査、支払いについては、国保連合会や支払基金に委託できるとなっているが、国保連合会は市町村が設立した公法人であることや資格管理等も行っており、有利な状況にあると思われる。このことで、随意契約の理由となるか疑問があるが、委託機関の決定方法をどのように考えているか。

また、国保連合会が広域連合の設立に関与することにより、委託先が決まっている印象を与えるのではないか。

# (答)

審査・支払事務の委託については、個々の広域連合において判断すべき事項 と考えている。また、国保連合会が広域連合の設立に関与するか否かについて も、各々の地域の実情により判断していただいて差し支えない。

# (問26-1) 審査支払手数料について

老人保健法においては、保険者(国保、被用者保険)が支払基金に対し老人保健事務費拠出金の中に審査支払手数料の必要額を含めて拠出し、支払基金はこれを財源として市町村老人保健会計に交付しておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律においては保険者(国保、被用者保険)から支払基金に納付する事務費拠出金には審査支払手数料は含まれておりません。広域連合においては、審査支払手数料の財源は何に求めることになりますか。

また、老人保健医療においては単価を国において定めておられますが、 後期高齢者医療についても国において定められることになりますか。

(問26-2) 老健制度においては、拠出金で賄っていた審査支払手数料、 地財措置のあった総務費等の財源は、後期高齢者医療制度においてはど うなるのか。

# (答)

現在、検討中であり、追ってお示ししたい。

(問27)診療月で3月~2月分を年度区分としている現行老人保健制度においては、平成20年3月診療分に係る給付については、各市町村の平成20年度予算で対応することになるが、4月診療分からは後期高齢者医療制度の対象となることから、20年度予算で対応するのは3月分の1月分のみとなると思われる。この場合、当然1ヶ月分について、国庫負担、県費負担も伴うことになるが、このような扱いになるのか。

それとも、平成19年度に限り、診療月で3月~3月の13ヶ月で運用することとし、これに伴い、国や県の予算措置についても、平成19年度予算を13ヶ月で組むような扱いとするのか。どのように考えているのか。

## (答)

平成19年度分については、従来どおり、平成19年3月~平成20年2月診療分を対象とする。

平成20年3月診療分は、1月分のみを、平成20年度分として取扱う。

- (問28) ①高額医療介護合算療養費は、自動償還するのか。月ごとの合算 か、年での合算か。
- ②世帯内で医療保険が違う場合も合算されるのか。(後期高齢者医療保険と国保など)

## (答)

- ①被保険者からの申請に基づき償還し、年での合算とする方向で検討中。
- ②合算されない。

(問29) 高額介護合算療養費に係る高額療養費の支給について、システム 管理を含め介護保険者と広域連合どちらの所管事務(予算)となるのか。

# (答)

支給主体は広域連合であるが、負担は介護保険者と広域連合の両方が負う。

(問30-1)財政安定化基金の設置期限。

(問30-2)後期高齢者医療制度の実施に当たり基金を創設することとされている。広域連合においては、基金拠出金の財源を保険料としていることから、制度施行当初の基金拠出金が困難である。ついては、国、県、広域連合の基金拠出の時期等や事務処理のスケジュールを示されたい。

## (答)

財政安定化基金の条例制定や基金への拠出の時期等については、介護保険の 例も参考にしながら検討してまいりたい。

なお、介護保険財政安定化基金条例の制定の時期は、平成 12 年 4 月施行の前提で、全都道府県において平成 12 年 3 月に制定されている。

(問31-1) 財政安定化基金においては、国保広域化等支援基金と同様に 数年のうちに積み立てるのか。何年度から積み立てし、各都道府県の負担 額はいくらとなるのか。基金の適正規模(積立額)の考え方はどうか。

(問31-2) 財政安定化基金の都道府県における積み立て額及び積み立て 方法はどうなるか。また、基金による交付事業及び貸付事業における具体 的な算定方法は、どのようになっているか。

(問31-3)都道府県の基金への拠出金については起債が可能か。

# (答)

資料P23-25、P77, 92のとおり。なお、詳細については、平成 19 年4月を目途に、算定政令等でお示しする予定。

また、基金の拠出金に対する起債については、現在、検討中。

(問32) 高額医療費に対する支援の具体的な内容はどうなっているのか。

## (答)

資料P76,92に記載のとおり。

(問33)保険基盤安定制度の具体的な内容は、どのようになっているのか。 (答)

資料 P 9 2, 9 8 に記載のとおり。

(問34-1) 都道府県が負担する負担金について、従前どおり、交付税措 置等の財政措置は行われるのか。

(問34-2) 都道府県及び市町村一般会計の法定負担額についての財源措置はあるのか。

## (答)

地方財政措置が必要であると考えており、今後、関係省庁と調整していく。

(問35) 県財政への影響等について検討する必要があることから、後期高齢者医療広域連合の財政リスク軽減策である「財政安定化基金」、「高額医療費に係る公費負担」及び「低所得者に係る保険料軽減分の公費負担」に係る詳細(政省令の内容)はいつ示してもらえるのか。またこれらの県負担分については地財措置があるのか。

## (答)

政省令事項は、資料P20~27を参照。

法定負担分については地方財政措置が必要であると考えており、今後、関係 省庁と調整していく。

(問36) 前期高齢者納付金・後期高齢者支援金の算定に必要となる(加入者数調整率などの) 政省令はいつ頃出るか。

# (答)

19年4月目途に制定する予定。

(問37)保険料設定のための基準政令はいつ出されるのか。 保険料の具体的な算定方法は、どのようになっているか。

# (答)

政令は、19年4月目途に制定する予定。なお、資料P77, 93 (保険料 賦課基準)を参照されたい。 (問38)後期高齢者保険料の試算は、どのような計算式に基づくものか。 また、国保保険料についてはどうか。

## (答)

# (後期高齢者保険料試算)

医療給付費等総額×10%-保険基盤安定制度に対する公費-高額医療費に 対する支援(広域連合負担分除く)=所要保険料

所要保険料:推計加入者数=加入者1人当たり所要保険料

# (国保保険料試算)

(給付費-給付費に対する公費) + (後期高齢者支援金-支援金に対する公費) - 前期高齢者交付金-退職交付金=所要保険料

所要保険料・推計加入者数=加入者1人当たり所要保険料

(問39)被用者保険の被扶養者に対する2年間の経過措置になる軽減額は、 他の被保険者の保険料で補填すると考えてよいのか。

# (答)

資料P92、98参照。(公費で負担。市町村1/4、都道府県3/4)

(問40)被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料の減額賦課の2年間とはどの時点からか。また、広域連合条例において規定するものか。

#### (答)

平成20年4月以降において、加入時から2年間とする。また、法律に基づき、条例で定める。(法第99条第2項)

- (問41-1) 医療の確保が著しく困難である地域の基準とは、どの程度の ものを指すのか。区域内医療体制に地域差がある場合、広域連合に保険 料を均一とするか否かの裁量はあるのか。
- (問41-2) 不均一保険料の具体的な内容及び地方交付税措置の有無
- (問41-3)保険料を不均一とする市町村の医療費水準(平均よりどの程度低ければ不均一とできるのか。)

## (答)

不均一保険料については、資料 P 7 8, 9 6, 9 7 を参照されたい。

(問42)保険料の月割り賦課は可能か。

# (答)

異動の際の月割り賦課については、条例で定める。

(問43) ①連帯納入義務を負う世帯主とは住民基本台帳上の世帯主か。

- ②連帯納入義務の範囲は、世帯に属していた期間に相応する保険料か。
- ③また、事実上婚姻関係にある者の基準如何。

## (答)

- ①住民基本台帳上の世帯主である。
- ②世帯に属していた期間に相応する保険料である。
- ③介護保険を参考としながら、現在、検討中である。

# (問44) 徴収義務は、過去の賦課分も含めるのか。

# (答)

居住していた間における保険料だけである。

(問45-1)保険料徴収率の低い市町村に対する指導はどこが行うのか。 徴収率低下に伴う財源不足はどう補うのか。

(問45-2) 市町村が保険料徴収努力を行った場合においても、そのリス クは広域連合及び基金が負うことになるのか。

## (答)

高齢者医療確保法第 133 条の規定により、必要な助言を都道府県がすべきものである。また、地方自治法第 291 条の 7 の規定により、後期高齢者医療に係る広域計画に関し、広域連合が構成市町村に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

なお、保険料不足については最終的には広域連合が保険料率を引き上げることにより対応することとなる。

(問46) 市町村が徴収し広域連合へ納付する保険料は、徴収できた分だけか。それとも、賦課した範囲内で一定の納付義務を広域連合規約で科すことは可能か。

## (答)

現に徴収した保険料である。

(問47) 市町村が徴収した保険料は、一旦、市町村の後期高齢者医療特別会計へ受け入れた上で、広域連合へ納付することとなるのか。

## (答)

お見込みのとおり。

- (問48-1)後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上の人など)に対する健康診査はどのようになるのか。
- (問48-2) 仮に広域連合が健康診査を実施しない場合、75歳以上の者は健康診査を受ける機会を逸するとも考えられるが、如何。
- (問48-3) 広域連合自体が保健事業をどこまでやるのか、あるいは、市町村が法の枠組みの中で保健事業を行い広域連合がこれを支援することも考えられるが、具体的な進め方如何。
- (問48-4)後期高齢者に対する健康診査については、どのような実施体制となるのか。

## (答)

- 1 後期高齢者に対する保健事業の実施については、後期高齢者医療広域連合の努力義務とされている。
- 2 高齢者医療確保法第125条に基づき、後期高齢者の保健事業の実施に係る指針を示すこととしており、具体的な保健事業の内容や実施体制等については、市町村等への業務委託を含め、この指針の中で明らかにするべく、今後、検討してまいりたい。
  - (問49) 審査会委員の被保険者代表は、75歳以上の者となるが、実務上の支障はないのか。

# (答)

特段の支障はないと考えている。

(問50)保険者協議会の法定の協議会としての具体的役割及びその理由(通知時期)

# (答)

資料P79のとおり。

(問51) 老人保健制度に係る平成20年3月診療分までの過誤調整等の事務については、平成20年4月の後期高齢者医療制度施行後も、引き続き、各市町村において処理することになるのか。それとも何らかの形で広域連合に引き継ぐことができるのか。

# (答)

平成20年4月以後に発生した、老人保健制度に係る過誤調整等は、平成20年度から3年間、市町村に設けられる老人保健に係る特別会計において処理することとなる。(健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条)

平成23年度以降は、市町村の一般会計において処理することとなり、広域連合に引き継ぐことはない。

# Ⅱ. 広域連合設立に関する補助について

(問52) 平成19年度に広域連合に対する補助はあるのか。あるとすれば、 どのような事業が対象となるか。

(答)

現在検討中であり、平成19年度概算要求後に明らかにしたい。

(問53) 広域連合設立準備に係る国庫補助金の対象経費を明確かつ詳細に 教示願いたい。また、広域連合設立後の広域連合の予算で支出した経費も 補助対象となるのか教示願いたい。(この場合は、広域連合に直接補助金が 交付されることになるか。) そのためにも、詳細な補助要綱等を速やかに示 してほしい。また、当補助金の交付は、早急に行ってほしい。

## (答)

資料Ⅳのとおり。

なお、広域連合設立準備に係る代表市町村からの補助金の申請にあっては、 その申請期限は 12 月ごろを予定しており、広域連合設立前である一方、補助対 象経費については、広域連合設立後の経費を含め、平成 18 年度中に支出するも のを対象とすることとしている。したがって、代表市町村においては、広域連 合設立後に必要な備品等も含めて申請をお願いしたい。

# (問54) 広域連合設立に対する国庫補助について

広域連合設立に対する国の補助金については、次のものについても国 庫補助の対象としていただきたい。

- ①職員人件費について、国庫補助対象に加えていただきたい。
- ②パソコンは必需品であり、対象備品に加えていただきたい。
- ③地方財政法に基づく会計処理等を行うための電算システムの構築を国 庫補助対象に加えていただきたい。
- ④広域連合に必要な条例・規則・規定・要綱等の例規集(専門業者に委託し印刷まで)に要する経費を加えていただきたい。

## (答)

資料Ⅳのとおり。

- ①~④については、次の扱いとすることとしている。
  - ①人件費(賃金職員含む。)は対象としない。
  - ②パソコンは、事務処理機器として対象としたところである。
  - ③ソフト購入であれば、対象となる。(システム開発は、対象外。)
  - ④印刷製本等であれば、備品購入等で対応。(委託費は、対象外。)

(問55) 広域連合の設立にあたり国庫補助金が交付されるとのことですが、 その対象をお聞きしたところ、パソコンは補助対象外とか、リース代は不 可など、本当に必要な経費に補助されない仕組みになっております。対象 経費について、拡大をご検討いただけませんか。

## (答)

資料P100のとおり。(パソコン等のリース料も補助対象としたところ)

(問56) 広域連合設立準備に係る国庫補助金は、代表市に交付されるということだが、当県では広域連合が立ち上がるまでの期間は準備委員会で独立した会計をもち、広域連合設立準備にかかる経費を支出しようと考えている。この場合、補助対象経費は実際に準備委員会が支出する経費と考えてよいか。また、補助金の流れとしては、国から代表市に交付された補助金をそのまま準備委員会に交付するということになるが、このような支出方法について、法令、補助要綱等の規定に抵触することにならないか。

# (答)

お見込みのとおり。(資料P101の【別添8】別紙を参照。)

代表市町村は、国からの補助金と自市負担金をあわせて準備委員会へ支出することとなる。

# (問57)後期高齢者医療制度に係る補助金について

後期高齢者医療広域連合の設立のための準備費用は、各県を代表する1市町村が申請し受領することとなっているが、当該市町村では1/2の国庫分を設立された広域連合に年度末に一括で補助し、広域連合が県内の市町村から1/2を分担金として徴収し、支出することとして良いか。

## (答)

代表市町村への国庫補助金は、県下全市町村分をまとめて申請したものであることから、速やかに準備委員会へ支出されたい。(資料P101の【別添8】を参照。)

なお、平成18年度の補助金であることから年度内での執行となる。

- (問58-1) 広域連合に住基データ等を提供する際、市町村の住基システムはすべて違うし、かなりの改修費がかかるが、その費用は、国でも負担してくれるのか。
- (問58-2) 広域連合の電算システムと市町村の住基情報等を繋ぐ場合において、既存の市町村システムの改修が必要となった場合に助成措置はあるのか。

## (答)

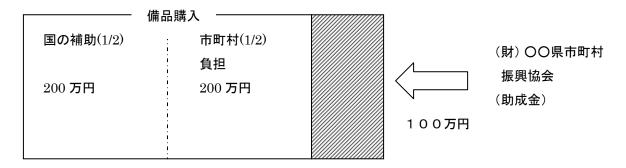
現在検討中であり、平成19年度概算要求後に明らかにしたい。

(問59) 老人医療費適正化補助金(補助率1/2) について、補助裏を財団 等の助成金で賄うことは可能か。

## (答)

財団等の助成金については、当該補助金交付要綱上、「寄附金その他の収入額」 となることから、総事業費からこの額を控除した額と基準額を比較して少ない ほうの額に2分の1を乗じて得た額が交付額となる。

# (例) 事業費(500万円とした場合)



※ 「老人医療費適正化推進事業費の国庫補助について」(厚生労働事務次官通知)の(別紙)老人医療費適正化推進費補助金交付要綱(交付額の算定方法)を参照

## Ⅲ. システム関係について

(問60) 広域連合の業務システムに関し、次の事項についてご教授ください。

- ① システムの概要は、いつ頃示されるのか(端末は、オンラインかどうか)
- ② 個人情報を扱うにあたり、法的な整備はされるのか
- ③ 住基ネットの活用をどこまで視野に入れているのか
- ④ 受給者番号については、現行の受給者番号をそのまま使用できるのか
- ⑤ 国の作成したシステムと市町村のシステムの整合性を図る場合、国が示した方法に必ず従わなければならないのか。(例えば市町村と広域連合の業務分担について、国のシステムにおいて想定されている業務分担と、都道府県において整理した業務分担とが異なる場合が想定されるが、その場合システムの調整は可能なのか、またそれはどこが行うのか)

# (答)

システムの概要、導入スケジュールは、資料Vのとおり。 なお、システムの詳細な仕様については、今後、検討してまいりたい。

(問 6 1) 広域連合に配布を予定されているシステムは、いつ頃配布予定か。 また、そのシステムはどのようなものか。

# (答)

システムの概要、導入スケジュールは、資料Vのとおり。

(問62) 広域連合と各市町村をネットワークで接続する場合においての、 厚生労働省として、接続条件の提示等があるのか。

# (答)

広域連合と市町村とのデータ授受に関するインターフェイス仕様書については、11月頃に提示する予定としている。

(問63) 償還払いの申請から給付までは、広域連合において行うこととなるのか。その際、個人の口座への振込を広域連合から行うとすると、財務システムが必要となるが、その辺りのシステムまで統一システムに組み込まれるのか。

# (答)

償還払いについては、申請書の受付は市町村窓口、交付決定及び支払等については、広域連合で行う方向で検討している(資料P65【別添6】参照)。

また、国が提供するシステムにおいては、財務関係の機能は有しない方向で検討している。

なお、国が提供するシステムの概要については、資料Vのとおり。

(問64)住民基本台帳で持っている外字は被保険者証に反映させる必要があるのか。(外字のコンバートはかなり費用がかかる。)

## (答)

被保険者証の作成については、国が提供するシステムで対応する予定としているが、外字をどこまで取り込むかについては、検討中である。

(問65-1) 広域連合では、平成19年度にシステムを構築しなければならないが、その費用に対する補助は考えられているのか。

また、システムの仕様はいつ頃示されるのか。

- (問65-2) 広域連合における保険料の賦課、給付事務等のシステムに関するソフトの内容、仕様等はいつ頃示されるのか。
- (問65-3) 広域連合設立に伴い、電算システムの構築等(特にハード機器の導入)、多大な経費が必要と思われるが、財政支援はあるのか。

## (答)

広域連合が事務を実施するためのシステムについては、平成 18 年度において 国が開発し、国が提供することとしているが、システムの概要は、資料 V のと おり。

なお、詳細な仕様については、11月頃に提示する予定としている。

# (問66) 電算関係について

職員体制整備、予算財源措置のため、次の事項を早急にお示しいただきたい。

- ① 広域連合・市町村・国保連合会において整備が必要な電算機器仕様と 調達に必要な金額(見込み)及び調達を行わなければならない時期
- ② 国が開発されるシステムの範囲と提供いただく時期
- ③ 広域連合・市町・国保連においてシステムを導入しなければならない 時期
- ④ 市町村におけるシステム(住民基本台帳、税情報の取り込み)構築費 用
- ⑤ 1~4の全体スケジュール

# (答)

システムの概要、導入スケジュールは、資料Vのとおり。